

加須市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定書

加須市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、地域の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）地域防災・災害対策の支援に関すること。
- （2）地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- （3）高齢者・障がい者の支援に関すること。
- （4）子育て支援・青少年の健全育成に関すること。
- （5）地産地消の推進・市産品の販路拡大に関すること。
- （6）環境保全・リサイクルの推進に関すること。
- （7）食育・健康増進に関すること。
- （8）商業・観光の振興に関すること。
- （9）市政情報・観光情報の発信に関すること。
- （10）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月29日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市

加須市長 大橋 良一

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 古屋 一樹